

# 答 申 書

令和元年6月26日

熊谷市水道事業運営審議会

## 1 はじめに

熊谷市水道事業は、平成21年（2009年）3月に旧熊谷市・旧大里町・旧妻沼町・旧江南町の水道事業の統合を行い、地域の公衆衛生の向上や産業の発展など地域社会全体を支える役目を果たしてきた。

しかし、近年は人口減少や節水意識の高まり、節水機器の普及等によって水道料金収入については減少傾向となっている。さらに、高度経済成長期に整備した多くの施設で老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化には多大な費用が必要であり、今後は非常に厳しい経営状況が見込まれる。

このような背景を受け、中長期的に安定的な事業運営を行うため、本審議会の意見を踏まえ、「熊谷市水道事業ビジョン」等の計画を平成30年（2018年）3月に策定した。

これらの計画に基づき事業を推進するため、平成30年（2018年）8月7日には、市長から水道料金の改定に関する諮問があり、これまで4回にわたり慎重な審議を重ねてきた。

その結果を次のとおり答申するもので、答申に至る過程において出された意見については十分に配慮し、事業を推進されるよう要望する。

## 2 答申事項

### (1) 水道料金の改定について

水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」でなければならず、また、水道料金が「定率又は定額をもって明確に定められていること」、「特定の者に対して不当な差別的取扱をするものではないこと」等が水道法の供給規程に定める条件として求められている。

現在の水道料金は、旧市町の合併に伴い平成21年（2009年）4月に旧熊谷市の水道料金に統一されたが、これは平成13年（2001年）4月に改定されたものであり、長期に渡り見直しが行われていない状況である（消費税等による改定を除く）。

今回市長からの諮問を受け、水道料金の適正な改定について審議を重ねた結果、水道施設等の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を保つためには、水道料金収入の一定水準の確保が必要であると認められることから、最小限の水道料金改定についてはやむを得ないと判断した。

なお、水道料金体系等については、使用者等の混乱を招くことが想定されるため「大きく変更しないこと」とし、以下のとおりとした。

ア 水道料金の算定方式については、総括原価方式を採用した。

イ 水道料金の算定期間については、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とした。

ウ 水道料金の平均改定率については、資産維持費を勘案（施設の更新費用及び水道料金算定期間の期末（令和6年度末（2024年度末））における内部留保資金残高（事故や災害等に伴う給水停止時の運転資金）が年間給水収益の6か月程度を確保する。）し、19.52%とした。

エ 水道料金の改定時期については、早期に更新事業等を進める必要があることから令和2年（2020年）4月1日からが妥当と判断し、令和2年（2020年）6月検針分から新たな料金表の適用を行う経過措置を設けることが望ましいと判断した。

オ 水道料金の体系については、現行のとおり口径別（一部用途別）とし、基本料金と従量料金の二部料金制とした。

カ 基本水量については、現行のとおり口径25mm以下について、10<sup>m</sup>³残した。

キ 逡増度については、現行の1.5倍から1.4倍に緩和を行った。

以上のことを踏まえ、水道料金表（案）を次ページのとおりとした。

(2) 水道料金表 (案)

(1 か月、消費税等抜き)

口径	基本料金	従量料金 1 m <sup>3</sup> につき					
		10	11~15	16~20	21~40	41~50	50
		m <sup>3</sup> 以下	m <sup>3</sup> 以下	m <sup>3</sup> 以下	m <sup>3</sup> 以下	m <sup>3</sup> 以下	m <sup>3</sup> 超
13 mm	1,200 円	0 円	160 円	170 円	210 円	220 円	230 円
20 mm	1,260 円						
25 mm	1,320 円						
30 mm	2,040 円	40 円					
40 mm	3,600 円						
50 mm	9,000 円						
75 mm	14,400 円						
100 mm	24,000 円						
125 mm	24,000 円						
150 mm	24,000 円						
公衆浴場用	3,600 円	100 m <sup>3</sup> まで 3,600 円、超える分 40 円					
臨時用	0 円	420 円					

### 3 付帯意見

#### (1) 水道料金の改定について

ア 水道料金改定の実施については、十分に使用者等への周知徹底を図り、理解を求めること。

イ 次回の水道料金改定については、経営戦略等の計画に基づき、5年後を目安に適正に検証を行うこと。

#### (2) その他

ア 水道料金改定後においても、今まで以上に効率的な企業経営に努め、経営基盤の強化と効率的な事業運営を行うこと。

イ 高度経済成長期に整備した施設の更新・大規模災害時における迅速な施設復旧に備えた体制づくりを今後も確保すること。

